

Title	公共放送のオンライン・コンテンツをめぐる紛争と調停手続： シュトゥットガルト上級地方裁判所2023年6月28日判決の分析を中心として
Sub Title	das Schlichtungsverfahren nach MStV bei Streit um die Presseähnlichkeit von öffentlich- rechtlichen Online-Angeboten
Author	杉原, 周治(Sugihara, Shuji)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2025
Jtitle	メディア・コミュニケーション：慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media and communications research : annals of the Institute for Journalism, Media & Communication Studies). No.75 (2025. 3) ,p.1- 21
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集：鈴木秀美教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20250300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公共放送のオンライン・ コンテンツをめぐる紛争と 調停手続

——シュトゥットガルト上級地方裁判所 2023 年 6 月 28 日判決の分析を
中心として——

杉原周治



1. はじめに

メディア州際協定 30 条 7 項 6 文は「〔同項〕第 1 文から 5 文までの適用のためには、公共放送事業者および上位のプレス協会（Spitzenverbände der Presse）により、調停委員会（Schlichtungsstelle）が設置されるものとする（soll）」と規定する。この調停委員会の設置に関する規定は、2019 年 5 月 1 日に発効した第 22 次放送州際協定の第 11d 条 7 項 6 文において新たに導入されたものであり¹、2020 年 11 月 7 日発効のメディア州際協定にそのまま受け継がれた。すなわち、同規定によれば、とりわけ公共放送のオンライン・コンテンツがプレスに類似していないか否かにつき当事者の間で争いがあった場合に、その問題解決のために、公共放送事業者と各プレス協会は共同で調停委員会を設置すべきとされた。

この点につき、第 22 次改正放送州際協定の立法理由書に従えば、放送州際協定 11d 条 7 項（メディア州際協定 30 条 7 項）の諸規定、とりわけ「テレメディア・コンテンツはプレスに類似してはならない」と規定するメディア州際協定 30 条 7 項 1 文の規定の解釈につき当事者間で意見の相違が生じた場合に、当該規定の解釈問題を解決し、また「もし可能であれば」（„nach Möglichkeit“）訴訟を回避するために、当事者に対して「自主的に（autonom）設計された」調停委員会の設置を義務付けたものであるという²。ただし、メディア州際協定にいうこの調停委員会の決定には法的拘束力があるわけではない³。また、調整委員会の構成員について明確な規定はないが、当初の計画案では、公共放送事業者と民間出版社の各々の代表らが平等に参加すべきとされている⁴。

ところで、ドイツでは、このプレスとの類似性の禁止規定をめぐっては、とりわけ「Tagesschau-App」事件等をめぐって、従来から判例・学説において激しく議論がなされてきた⁵。また、実務においても、例えば「自由報道メディア協会⁶」（Medienverband der freien Presse（MVFP））の会長（Vorstandsvorsitzender）であり、ドイツのメディア・コンツェルンである「Hubert Burda Media」の執行役員（Executive Board）である

フィリップ・ヴェルテ氏 (Philipp Welte) が、最近のインタビューのなかで、「公共放送の拡大は、我々にとって重大な危機となっている。デジタル独占企業と並んで、公共放送は、デジタル市場における自己の無制限の拡大によって、自由なプレスに対する重大な脅威となっている」と述べて⁷、将来のデジタル市場における民間メディア企業のコンテンツの公共放送事業者による排除を厳しく非難するなど、公共放送と民間のメディア企業との対立が先鋭化している。

さらに最近になって、„Newszone“-App (以下、「Newszone」と呼ぶ) という公共放送事業者 (SWR) のニュース・アプリがプレスに類似する違法なコンテンツであると主張して、16 の民間の出版社が「Newszone」のコンテンツの仮の差止めを求めて訴えを提起するという、新しい事件も発生した。同事件では、従来の判例・学説の議論と同様に「Newszone」という公共放送のオンライン・コンテンツがプレスに類似する違法なものであるか否かが争点となると同時に、この「プレスとの類似性」の問題をめぐる紛争解決手段としての、メディア州際協定 30 条 7 項 6 文で規定される調停手続の法的性格および運用が裁判上初めて争点となった。そしてこの論点につき、原審のシュトゥットガルト地方裁判所判決が、メディア州際協定 30 条 7 項 6 文は「強制調停」(Schlichtungszwang) を定めたものではなく、それゆえ調停手続の実施なしになされた訴えの提起が不適法となるわけではないと判示したのに対して、控訴審であるシュトゥットガルト上級地方裁判所は、同条項を強制調停とみなし、それゆえ調停合意の締結後は訴えの提起前に必ず調停手続が実施されなければならないと解して、原審の判決を取り消したのである。

そこで本稿は、ドイツにおける公共放送のオンライン・コンテンツをめぐる紛争と、その解決手段としての調停制度の概要および運用につき、とりわけ「Newszone」事件に関するシュトゥットガルト上級地方裁判所の 2023 年 6 月 28 日判決⁸の分析を中心に、検討を加えることにしたい。その論証方法として本稿は、以下において、①前提問題として、ドイツにおける義務的調停制度および調停合意の拘束力をめぐる議論を概観したのち、②シュトゥットガルト上級地方裁判所によるメディア州際協定 30 条 7 項 6 文にいう調停制度の解釈および運用につき、検討を加えることにした。

2. 義務的調停制度および調停合意の拘束力をめぐる議論

「Newszone」事件では、メディア州際協定 30 条 7 項 6 文に従い、当事者間で調停手続開始のための「調停合意」(Schlichtungsvereinbarung) が締結され、それに基づき「調停委員会」が設置されたが、実際には調停手続は実施されず、それゆえ調停手続の結果成立する和解としての「調停合意」(Schlichtungsvereinbarung) は存在しなかった。そのため、当事者の間で原告による訴えの提起が適法か否か、すなわち同条項が強制調停を規定したものであるか否かが争われた。この問題を検討する前提として、本章では、①原審であるシュトゥットガルト地方裁判所がメディア州際協定 30 条 7 項 6 文にいう調停制度の比較対象とした、他の法律が規律する調停前置制度、および②シュトゥットガルト上級地方裁判所が当該問題を議論するうえで比較対象とした、調停合意の拘束力が争われた判例を取り上げ、検討を加えることにしたい。具体的には、民事訴訟法施行法で規定される義務的調停制度の内容 (以下、2.1)、および私人間で締結された契約書内に規定された調停条項の拘束力が争われた連邦通常裁判所判決 (以下、2.2)、について検討することにした。

2.1 民事訴訟法施行法 15a 条に基づく義務的調停制度

ドイツでは、伝統的に、裁判外紛争解決制度 (ADR) は訴訟に比べてそれほど積極的

に利用されてきたわけではない。しかしながら、1980年代になると訴えの増加によって裁判制度の危機が生じ、さらに1990年以降、ドイツ再統一によって旧東ドイツの諸州が西ドイツ裁判制度を受け入れことに伴い裁判官の数が欠如したことにより、ADRの利用促進を目的とした立法がより活発化した⁹。これらの法制度のうち、1999年12月15日に改正された民事訴訟法施行法（Gesetz, betreffend die Einführung der Zivilprozeßordnung (ZPOEG)）は、一定の事件に対する義務的調停制度（調停前置制度）を導入した¹⁰。

すなわち、民事訴訟法施行法の第15a条1項は、「州法は、〔一定の民事事件において〕合意に基づき（einvernehmlich）紛争を解決する試みが、州司法行政庁によって設置または承認された和解所（Gütestelle）によってなされた後にはじめて訴えの提起は適法となる、とする規定を定めることができる」（1文）と規定し、一定の事件、具体的には①訴額750ユーロ以下の少額事件、②隣人事件、③報道機関によらない名誉毀損事件について、当事者に対して訴えを提起する前に裁判外での紛争解決の試みを行うことを義務づける内容の立法権限を州の立法者に付与している¹¹。同条項に従えば、この義務的調停制度の採用は各州に委ねられているが、実際には半数以上の州が同制度を導入しているとされる。

また、この調停前置制度により、訴えを提起する前に裁判外での紛争解決を試みたか否かが訴訟要件のひとつとなるため、仮に当事者がこの裁判外紛争解決の試みをする事なく訴えを提起した場合には「当該訴えは不適法として却下されることになる¹²」。それに加えて、同条項の対象となる事件につき訴えを提起しようとする者は、ここでいう「和解所」での合意の試みが不成功に終わったことを確認する、和解所が発行した証明書を訴えとともに提出しなければならない（同15a条1項2文）。その一方で、民事訴訟法施行法15a条6項は「この規定にいう和解所は、州法によっても承認することができる。同和解所において締結された和解は、民事訴訟法794条1項1号にいう和解とみなす」と規定し、和解所において成立した和解は債務名義（Vollstreckungstitel）となるとする（民事訴訟法施行法15a条6項、民事訴訟法794条1項1号）¹³。

2.2 私人間で締結された調停合意の拘束力

調停手続が実施される前に提起された訴えが適法か否かという問題は、裁判所において、しばしば私人間で締結された調停条項の拘束力をめぐって争われてきた。以下ではそのうち、シュトゥットガルト上級地方裁判所の本判決が参照した連邦通常裁判所の5つの判例を取り上げ、検討を加えることにする。

(1) 1977年7月4日の連邦通常裁判所判決

連邦通常裁判所は、1977年7月4日の判決¹⁴において、定款（Gesellschaftsvertrag）で規定された調停条項の有効性を認めた。ただし、本件では、調停費用の前払いおよびそれについての退社した社員との合意につき定款に明確な根拠がなかったため、この社員は当該調停条項に応じる必要はなかったと判示している。

(a) 事実の概要

本件でXは、1970年10月22日、15万ドイツマルクを出資して投資会社であるYに社員として加わった。しかしながらその後、Xが自己の出資義務を超えて個人的な責任を負う可能性があるかどうかにつきYとの間で意見の相違があったため、XおよびYは、1971年にパートナーシップ関係（Gesellschaftsverhältnisse）の即時解約を宣言し、Xは同社を退社した。これに基づきXは、Yに対して77,000ドイツマルクの支払いを求めて訴えを提起した。

地方裁判所および上級地方裁判所は、Xの訴えを不適法として却下した。とりわけ控訴裁判所は以下のようにいう。すなわち、本件における1970年1月1日の定款の第23条5項2号（調停条項）は、あらゆる紛争に際しては第一次的にYの諮問委員会（Beirat）に申し立てなければならず、同委員会は当該紛争につき専門的意見を述べると同時に当事者間の調停の試みを行うものとする規定し、さらに「そのような調停が不調に終わった場合にはじめて、通常の出訴の途が許される」と定めていた。しかしながら、本件ではこの諮問委員会の調停が実施されなかったため、訴求可能性（Klagbarkeit）が欠如しており、それゆえXの訴えは不適法となると判示した。これに対してXは、連邦通常裁判所に上告した。

（b）連邦通常裁判所の判断

連邦通常裁判所は、本判決において原判決を取り消し、事件を控訴裁判所に差し戻した。

すなわち同裁判所は、第一次的に、「Xの当該会社からの退社（Ausscheiden）によって〔Xは〕調停手続の遵守から解放されたわけではない」という控訴裁判所の解釈には、法的瑕疵は見られない。またこのことは、たとえ控訴裁判所が、Xの退社が自己の即時の解約告知によるものなのか、または会社からの解雇によるものなのかを未解決にしていたとしても妥当する。確かにXは、自己のパートナーシップの終了後は、社員の義務も権利も有していない。しかしながら、債務法上の請求の処理は、かつての社員としての立場と密接に関連している。それゆえ、調停条項はまさにこの処理に際しての紛争にとって重要な意味を有し、また調停のなかにこの紛争を含めることは、通常は当事者の意思に沿うものとなる¹⁵」と判示し、退社した社員も原則として定款で定める調停条項に拘束され、それゆえXも、同定款に基づき、原則として諮問委員会による調停の実施前に裁判所に訴えを提起することはできないとする。

しかしながら、同裁判所は、それにもかかわらず本件においてYは当該調停条項を援用することはできないという¹⁶。その理由につき、同裁判所は、諮問委員会が「本件定款に法的根拠がないまま、1974年10月23日付けの諮問委員会委員長からの書簡によってXに対して3,000ドイツマルクの〔調停にかかる費用の〕前払いが要請されたことにより、Xは諮問委員会への〔調停の〕申立てが困難になった」からであるという。さらに、同裁判所によれば「（義務的）調停の申立てがそれにかかる費用の支払いを条件にしている場合には裁判所への提訴が不当に困難となるという見解には根拠があ」り、また、この訴えの困難さは「それが社員の退職時に定款またはその他の方法で明確に合意されていなかった場合には、元社員に対して有効とはなりえない」ところ、本件では両当事者の間でこうした合意は存在しなかった、と判示した。

（2）1983年11月23日の連邦通常裁判所判決

連邦通常裁判所は、1983年11月23日の判決¹⁷において、獣医業務の売却に関する契約書に規定された調停条項の有効性を認めている。

（a）事実の概要

本件でXは、公正証書化された契約書に基づき、Yに対して自己の獣医業務を売却した。しかしながらYは、Xが契約違反を犯したと主張して60,000DMの買収価格の支払いを拒否したため、Xはこの買収価格の支払いを求めて訴えを提起した。これに対してYは、「契約当事者間で意見の相違が生じた場合、または契約条項の解釈をめぐる争いが生じた場合には、いかなる場合においても第一次的に、診療所の所在地において管轄権

を有する、調停機関（Schlichtungsinstanz）としてのニーダーザクセン州ハノーファー獣医師会（Landestierärztekammer Hannover）に申立てがなされるものとする」と規定する当該契約書の第 10 条 4 項に基づけば、X は同獣医師会による調停の試みがなされた後に初めて裁判所への提訴が許されるところ、本件ではこのような調停の試みが実施されなかったと主張した。実際にも本件では、このような調停の試みが実施されなかったことにつき、両者の間で争いはない。

地方裁判所および控訴裁判所が X の訴えを認めたため、Y が連邦通常裁判所に上告した。

(b) 連邦通常裁判所の判断

連邦通常裁判所は、本判決において、結論として Y の上告を認め、控訴裁判所の判決を取り消した。すなわち同裁判所は、連邦通常裁判所の判例、具体的には①契約当事者は、一定の条件の下で、より緩やかな手段、すなわち訴求可能性の排除または制限に合意することができると解した下級裁判所の判例および学説の立場、ならびに②定款に起因する紛争が生じた場合に、会社の諮問委員会による調停の試みがなされた後にはじめて出訴の途が許されると規定した定款の有効性を認めた上述の連邦通常裁判所の 1977 年 7 月 4 日判決に基づき、本件における契約書の調停条項は出訴の途に対する「不当な制約とはならない」と判示した¹⁸。

「本件で合意された調停条項の有効性に対して、法的異議は存在しない。判例・学説における通説的立場は以下のようなものである。すなわち、契約当事者は、契約によって根拠付けられた拘束力を自由に取り消すことができるという条件の下で、より緩やかな手段、すなわち訴求可能性（Klagbarkeit）の排除ないし制限に合意することができる、と（OLG Celle, NJW 1971, 288; Baumbach-Lauterbach-Albers-Hartmann, ZPO, 41. Aufl., Vorb. § 253 Anm. 4）。これが一般的に同意されうるか否かはここで判断される必要はない。契約の対象につき処分権限のある契約当事者（Vertragsteile）は通常裁判所へ申し立てる前に調停委員会による和解の試みが行われなければならないことに合意する、という方法で訴求可能性を制約することは、契約当事者が和解所への申立てに対して正当な利益を有している場合には、出訴の途に対する不当な制約とはならない。このことは、社員間で合意された調停条項に妥当する。それゆえ、連邦通常裁判所の第二民事部（II. Zivilsenat des BGH）は、定款において、この定款に起因する紛争が生じた際には会社の諮問委員会が調停を試みた後にはじめて出訴の途を行使することが許される、と実際に規定することが出来る、という立場を採っている（NJW 1977, 2263 = WM 1997, 997）。獣医が締結した獣医師業務の売却に関する契約書に規定された調停条項は、本件のように、契約当事者の専門的機関、すなわち管轄権を有する州獣医師会が調停委員会として合意された場合には、なおのこと適法である。その専門的な支援により裁判所での紛争が回避できる可能性は、場合によってあるだろう」。

(3) 1998 年 11 月 18 日の連邦通常裁判所判決

連邦通常裁判所は、1998 年 11 月 18 日の判決¹⁹において、税理士業務の売却に関する契約書に規定された調停条項の有効性を認めた。ただし、本判決によれば、被告が調停委員会としての税理士会に対する手数料を支払わなかったことにより原告が申し立てた調停手続の試みが不調に終わった場合には、当該調停条項の援用は信義則違反となり、その拘束力は否定され、裁判所への訴えは認められる、という。

(a) 事実の概要

本件で X は、Y に対して、自己の税理士業務の売却に関する公正証書化された契約書に基づき、残りの購入代金として利息を含む 210,000 ドイツマルクの支払いを要求したが、同契約書の第 11 条は以下のように規定されていた。

「本契約の有効性を含め、本契約から生じるあらゆる実際のかつ法的な紛争について、裁判所への申立てによる権利保護の必要性が生じるのは、税理士会（Steuerberaterkammer）が事前に契約当事者から依頼され、この専門会議所が仲介を試み、その不成立を確認した場合にのみである」。

Y に対する X の支払いの要請が不成功に終わった後、X は、管轄権を有する税理士会に対して調停の申立てを行った。税理士会は、自己の手数料規程（Gebührenordnung）に基づき、両当事者に対して、それぞれ手数料の前払金の半額の支払いを要求した。しかしながら、Y が自己に割り当てられた手数料を支払わなかったため、同会議所は調停手続を中断した。その後の証書訴訟（Urkundenprozess）における X の訴えに対して、Y はとりわけ、当該契約書の第 11 条で規定された和解手続が行われていないと主張した。

地方裁判所は、X の訴えを不適法として却下し、控訴裁判所も X の控訴を棄却した。すなわち、地方裁判所および控訴裁判所は、①当該契約条項は、「通常裁判所への申立てが一時的に停止される和解条項または調停条項とみなされなければならない」。② Y は、確かに税理士会に手数料の前払金を支払わなかったが、本件調停条項を援用することを妨げられない。③一方の当事者が（たとえ比例配分であったとしても）手数料の前払いを行なうことによって自身に対して申し立てられた調停手続を促進するということは、当該当事者の責任ではない。むしろ、この調停手続で攻撃された側はこの相手方の攻撃を受け入れるために自身の手数料の支払いを望むことはしない、というのが「当然の感情」（natürliche Regung）である。④もし当該当事者がこの「当然の感情」に従ったのであればその行動は信義則に反しないであろうなどと述べて、当該契約書の第 11 条にいう調停条項を有効としつつ、本件では調停手続が実施されなかったことを理由に X の訴えを不適法であるとみなした。これに対して X は連邦通常裁判所に上告した。

(b) 連邦通常裁判所の判断

連邦通常裁判所は、本判決において、結論として X の上告を認め、控訴裁判所の判決を取り消し、事件を地方裁判所に差し戻した。

すなわち、同裁判所は、第一次的に「控訴裁判所は、本契約書の第 11 条を、管轄権を有する税理士会が当事者の合意による解決（einvernehmliche Regelung）を試みるまでは国家の裁判所への申立ては排除されるという、いわゆる調停条項または和解条項とみなしている。同条項に対するこの解釈に対して異議が唱えられることも、異議が明らかとなることもない。同解釈は、連邦通常裁判所の本民事部が（獣医業務の売却という）類似の事例（Senat, NJW 1984, 669 = LM § 253 ZPO Nr. 74 = WM 1984, 178 (unter 2 c)）において掲げた原則に従っている²⁰」と述べ、控訴裁判所および上述した連邦通常裁判所の 1983 年 11 月 23 日判決に従い、本契約書 11 条にいう調停条項を有効とした。

さらに、同裁判所は、「本件で問題となった調停条項の意義および目的、ならびにその手続上の効果は、当事者の要請に応じて国家の裁判所への申立てを恒久的に排除する仲裁契約（Schiedsvertrag）のそれと類似している。それゆえ、調停条項の援用に対して信義則違反（民法 242 条）を主張しうる要件も、民事訴訟法 1032 条 1 項にいう仲裁契約に対する異議申立て（Schiedsvertragseinrede）と同様に評価されなければならない。控訴裁判所もこの点を見誤っていない²¹」と述べて、調停条項が信義則違反となる要件についても、控訴裁判所の判断と同様に、仲裁合意（仲裁契約）に対する異議申立てと同様に評価されなければならないとする。

しかしながら同裁判所は、以下のように、仲裁手続に関して被告がその手数料を支払わず、それにもかかわらず「仲裁の抗弁」を提出することは許されないとする、仲裁合意に関する判例理論を調停合意に適用したうえで、本件では被告が調停手続の手数料を支払うことができたにもかかわらず、その協力を拒否しているため、被告の調停条項の援用は信

義則違反となると判示する²²。

「1987年11月12日の判決（BGHZ 102, 199 (202 f.) = NJW 1988, 1215 = LM § 1027 a ZPO Nr. 6）は、仲裁契約は当事者に対して仲裁手続の実施に協力すること、とりわけ仲裁廷が通常要請する手数料前払い費用を比例配分で支払うこと、を義務付けている。〔しかしながら同裁判所は〕被告が自己の手数料分担金を支払わず、かつそれにもかかわらず仲裁の抗弁（Schiedseinrede）を提出した場合には、そのような行為は、原告にとって欺罔の再抗弁（Gegeneinrede der Arglist）²³を根拠付けることになる〔という〕。このことは、上述した理由から、当事者が仲裁契約は締結していないが、（本件のように）調停条項に合意した場合に妥当する。本件で連邦通常裁判所の決定の根拠となる事実関係によれば、Yは、調停手続の実施に必要な自己の前払い手数料を工面することができなかった。Yが自己に割り当てられた分担金を支払うことができたにもかかわらず〔調停手続の〕協力を拒否した場合には、上に掲げた諸原則は少なくとも同様に適用されなければならない」。

(4) 2018年8月16日の連邦通常裁判所判決

連邦通常裁判所は、2018年8月16日の判決²⁴において、診療所内での院内麻酔に関する契約書に規定された調停条項の効力を認めた。ただし同裁判所は、当該調停条項のうち、調停の申立ては「請求権の主張後3ヶ月以内に行われなければならない」とする規定は「除斥期間」を定めたものであり、それゆえ3ヶ月の経過後は、Xは調停手続の実施なしに裁判所へ訴えを提起できると解している。

(a) 事実の概要

本件でXは、2012年3月30日に、Yとの間で「診療所Sにおける院内麻酔に関する契約」（„Vertrag zur Hausanästhesie in der Praxisklinik S.“）を締結したが、同契約書の第15条には、「調停」という見出しの下で以下の条項が含まれていた。

- (1) 本契約に起因して紛争が生じた場合、契約当事者は、国家の裁判所への申立ては調停が実施された後にのみ（nur）行われるものとする（soll），ということに同意する。
- (2) …
- (3) 調停の申立ては、同時に調停委員を指名しながら、請求権の主張後3か月以内に行われなければならない。
- (4) 申立てから3か月以内に調停委員会が決定を下さなかった場合には、調停の試みは不調に終わったものとみなす。

その後Xは、Yの診療所内での手術中の麻酔処置に対する52,958.73ユーロの補償を求めて、Yに対して一部請求訴訟（Teilklage）を提起した。しかしXは、2014年1月30日および2月3日の債権譲渡契約によって当該請求権をM有限責任会社に譲渡すると、同社もYに対して訴えを提起した。さらに、M有限責任会社が2015年1月4日および1月21日の債権譲渡契約により当該請求権を再びXに譲渡すると、Xが同社に代わって訴訟に参加した。

もっともこの間、当事者間で調停手続は一度も実施されておらず、両当事者は単にマクデブルク地方裁判所（Landgericht Magdeburg）において受託裁判官（Güterichter）による和解弁論を実施したのみであり、またそこでは和解的合意には達しなかった。

Xの訴えに対してマクデブルク地方裁判所は、①「〔Xが主張するように〕調停委員の指名の期限は当該契約書15条2項において明示的に記載されておらず、またたとえ当事者が調停委任を指名しなかったとしても、このことは、国家の裁判手続の実施前に調停が

行われる必要がないということの意味するものではない」, ②両当事者が行ったマクデブルク地方裁判所での受託裁判官による和解弁論は当該契約書 15 条 1 項にいう調停手続ではない。③それゆえ, 本件では当該契約書 15 条 1 項にいう調停手続が実施されたとは認められないため「国家の裁判所への申立ては排除されなければならない」と判示して, 結論として X の訴えは不適法であるとした²⁵。

さらにナウムブルク上級地方裁判所も, ①当該契約書 15 条 3 項は, その具体的な内容に従えば, 不透明でもなければ実行不可能でもない。②同 15 条 3 項で規定する 3 ヶ月の期間を, 「その期間の満了後はもはや〔裁判所への申立てのために〕調停手続を行う必要がなくなるという除斥期間 (Ausschlussfrist) とみなすことはできない」などと述べて, 結論として X の控訴を棄却した。このため X は連邦通常裁判所に上告した。

(b) 連邦通常裁判所の判断

これに対して連邦通常裁判所は, 本判決において結論として X の上告を認め, 原審の判決を取り消し, 事件をナウムブルク上級地方裁判所に差し戻した。その理由につき, 連邦通常裁判所は以下のようにいう²⁶。

すなわち, 同裁判所によれば, ①「国家の裁判所への申立ての前に調停委員会の仲介による和解的合意の試みがなされなければならないということに当事者が合意した場合に, 通常は即時の訴求可能性は排除される」。②また, 連邦通常裁判所の判例は「調停合意の不遵守は, 被告の抗弁に基づいてのみ考慮されうる」と判示している²⁷。③しかしながら, 本件で Y はこの調停合意の不遵守の抗弁をもはや主張しえない。なぜなら, 「当該契約書の第 15 条 3 項にいう, 調停の申立てのための 3 ヶ月の期間は除斥期間である」からであり, それゆえこの期限までに調停が実施されなかった場合には, その経過後は同 15 条 1 項で合意された「一時的な訴権の放棄²⁸」(dilatorische Klageverzicht) はもはや適用されず, それゆえ X は調停手続なしに裁判所に提訴することが可能となる。④当該契約書の第 15 条 3 項の文言によれば, 調停の申立ては請求の主張後 3 か月以内に「行うものとする」(„soll“)ではなく, 「行われなければならない」(„hat“ zu folgen)と規定されている。⑤同 15 条 1 項は, 調停の申立てが調停の実施後にはじめて「行われる」(„stattfindet“)ではなく「行われるものとする」(„soll“)と規定していることから, 調停がいかなる場合にも必ず裁判所への申立てに先行しなければならないわけではない, ということが明白である。⑥さらに, 同 15 条 1 項にいう「のみ」という文言も, 裁判外の紛争解決を試みる命令に明確な義務的性格を認めるものではない, と述べている。

(5) 2023 年 3 月 14 日の連邦通常裁判所判決

連邦通常裁判所は, 2023 年 3 月 14 日の判決²⁹において, 税理士と公認会計士が締結したパートナーシップ契約において, 紛争が生じた際には 4 週間以内に調停委員会に申立てなければならないとする条項が規定された場合, 確かに同条項は調停合意とみなされるが, しかしながら同条項にいう期間は除斥期間とみなされ, それゆえこの期間の経過後は調停手続なしに裁判所に提訴することが可能となると判示した。

(a) 事実の概要

本件で X および Y らは, パートナーシップ会社 (Partnerschaftsgesellschaft) における社員であり, 税理士および公認会計士として相互に連携している。ところで, 当該パートナーシップ契約書 (Partnerschaftsvertrag) には以下の条項が含まれていた。

「第 17 条 本契約に起因して紛争が生じた場合, 各契約パートナーは, 調停のために 4 週間以内

に税理士会（Steuerberaterkammer）または税理士協会（Steuerberaterverband）に申し立てなければならない。調停の試みから4週間以内に合意に達しない場合には、即座に通常裁判所に申し立てることができる」。

同契約書に関して、両当事者の間で、とりわけパートナーシップ外の活動の可能性を規律する第9条の解釈をめぐる争いが生じたが、2016年5月、調停委員会としてのシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州税理士会の調停の試みは失敗に終わった。その後Xは、Yらは副業を展開し、それにより会社を迂回して報酬を受け取っていたのであるから、Yらはこの報酬および違約金を会社に対して支払なければならなかったと主張して、Yらに対して損害賠償等を求めて訴えを提起した。

これに対してYらが、2019年6月に、同契約書17条にいう調停合意の抗弁を提出したため、Xは、2019年9月4日にシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州税理士会に調停を申し立てたが、同税理士会は、この時点で既に民事訴訟が係争中であること、また2016年5月に両者の調停の試みが不調に終わったことを理由に、Xの申立てを棄却した。

ハンブルク地方裁判所³⁰は、税理士会の調停手続の不履行等を理由にXの請求の一部を不適法として却下するとともに、その余の請求を棄却した。ハンブルク上級地方裁判所もこれに従ったため、Xは連邦通常裁判所に上告した。

(b) 連邦通常裁判所の判断

連邦通常裁判所は、本判決において結論としてXの上告を認め、原审の判決を取り消し、事件を原审に差し戻した。

同裁判所は、第一次的に、本件契約書第17条の法的性格につき、上述の1998年11月18日の連邦通常裁判所判決を踏襲し、同条項は調停条項であり、それゆえ調停委員会である税理士会が調停の試みを実施するまで裁判所への提訴は除外されるとともに、調停合意の不遵守は被告の抗弁に基づいてのみ考慮されうる、と判示する³¹。

「控訴裁判所の法的アプローチ、すなわちパートナーシップ契約書17条はいわゆる調停条項ないし和解条項であり、それに基づけば契約上定められた調停委員会が当事者間に合意による解決をもたらすという試みを行うまで国家の裁判所への申立ては除外される、とするアプローチは適法である。本件契約条項に対する事実に基づくこの解釈に関して、懸念が主張されたり明らかになったりすることはない（BGH, Urt. v. 18.11.1998 – VIII ZR 344/97, NJW 1999, 647, 648）」。「このような調停条項により、調停の実施は、訴えが提起される際に既に存在していなければならない訴訟要件となり、その結果、原則として即時的な訴求可能性は除外される。調停合意の不遵守は、被告が本件で書面および地方裁判所での口頭弁論に際して提出した抗弁に基づいてのみ考慮されうる（BGH, Urt. v. 15.12.2016 – VII ZR 221/15, ZIP 2017, 775; BGH, Urt. v. 16.8.2018 – III ZR 267/16）」。

しかしながら、連邦通常裁判所によれば、前述の2018年8月16日の連邦通常裁判所判決と同様に、本件契約書17条1文で規定されている調停の申立てのための4週間という期間は、「それが効果なく過ぎた後は、合意された（違約金の発生しない）一時的な訴権の放棄は消滅するという結果をもたらす除外期間である」と判示する³²。

その理由につき、同裁判所は、①本件当事者によれば、本パートナーシップ契約書17条は税理士職業規則（BOSStB）の第7条3項³³と比較しうるが、同規則は「単に職業規則上の要請であり、職業規則の制定者は責任を負わないため、〔当事者が〕民事訴訟において必ずしもこれに従う必要はない」。②確かに「特定の状況では、〔税理士職業規則にいう〕仲介手続が実施されなかった場合には職業義務違反とみなされることはあるが、このことは税理士間で紛争が生じた際の民事訴訟の〔訴えの〕適法性にはなんらの影響も及ぼさない」。③本契約書17条の文言は、一般的な言語理解によれば、同期間の経過後もなお

調停手続の開始が可能であるという解釈を排除する。④本件で両当事者は、紛争が発生した場合にどちらの当事者も4週間という期間内に調停委員会に申し立てないケースにつきなんらの合意もしていない。⑤そのため、本契約書17条は、契約の当事者に対して、4週間の期間内に何もしないことによって調停を回避し、その後裁判所に提訴するということを妨げない、などと述べる。以上からXは、本件において調停手続を経ることなく「自己の請求権を直接裁判所で主張することができる」、という³⁴。

3. メディア州際協定 30 条 7 項 6 文にいう調停制度の解釈と運用

メディア州際協定 30 条 7 項 6 文にいう調停制度の法的性格につき、「Newszone」事件に関するシュトゥットガルト上級地方裁判所の 2023 年 6 月 28 日判決は、原審であるシュトゥットガルト地方裁判所の判断とは異なり、同条項は「強制調停」を意味し、それゆえ同条項にいう調停委員会の設置および調停合意の締結後は、調停手続が実施前になされた裁判所への申立ては不適法となる、と判示する。以下では、本判決を分析するために、①第一次的に本事件の経緯について触れたのち、判決理由を②裁判所の管轄権の問題、③調停委員会の設置に関する原則・例外関係、④調停合意の拘束力、⑤調停合意の物的適用範囲、⑥調停合意の人的適用範囲、という五つの論点に区分して検討を加え、最後に⑥本判決に対する学説の評価を検討することにした。

3.1 事件の経緯

(1) 「Newszone」の配信停止を求める訴えと調停合意の締結

本件で被告Yは、「ドイツ公共放送連盟」(Arbeitsgemeinschaft der öffentlichen Rundfunkanstalten der Bundesrepublik Deutschland (ARD))を構成する9つの地方公共放送事業者のひとつである「南西ドイツ放送」(Südwestrundfunk (SWR))である。

Yは、2010年に、14歳から29歳までの子供および若者を対象としたオンライン・ポータル「DASDING.de」を開設し、そのテレメディアコンセプトは、同年7月2日のSWRの放送評議会(Rundfunkrat)の決定において三段階テストについて規定する放送州際協定11f条4項の要件に適合し、それゆえ公共放送の任務に含まれると判断され、配信が許可された。その後Yは、2022年3月に、スマートフォンおよびタブレット用のアプリである「Newszone」の体験版(Testversion)の配信を開始し、さらに同年5月には、「Newszone」のフルバージョン(Vollversion)の配信も始まった。この「Newszone」は、Yが運営するウェブサイト「DASDING.de」のなかの特定のコンテンツで構成された、いわゆるZ世代(„Generation Z“)向けのニュース・コンテンツであり、テーマごとに分類され、それぞれのコンテンツがテキスト・静止画像・動画・オーディオでデザインされている。

このオンライン・コンテンツ「Newszone」に対して、本件原告であり16の出版社であるXらは³⁵、2022年3月末に、「Newszone」はプレスに類似しており、それゆえメディア州際協定に違反していると主張し、Yに対して「Newszone」の配信の停止を要請した。しかしながらYがこの要請を拒否したため、Xらは同年4月、「Newszone」のコンテンツの仮の差止め(einstweilige Verfügung)を求めて、フライブルク地方裁判所(Landgericht Freiburg)に訴えを提起した。とりわけXらは、①「Newszone」のコンテンツのうち、体験版に関連する2022年4月14日の合計437個のニュース・コンテンツの差し止めを求めた。ただし、フライブルク地方裁判所は、本件につき土地管轄を有しなかったため、訴訟をシュトゥットガルト地方裁判所に移送した。

また、その間ARDと「ドイツ連邦デジタル出版社および新聞発行者協会」

(Bundesverband Digitalpublischer und Zeitungsverleger (BDZV)) の間で、同条項にいう調停合意が締結され、調停委員会が設置された。ただし、本件において調停手続が実施されることは一度もなかった。

(2) シュトゥットガルト地方裁判所の 2022 年 10 月 21 日判決

X らの訴えに対して、シュトゥットガルト地方裁判所の第 53 民事部 (53. Zivilkammer) は、2022 年 10 月 21 日の判決において、結論として X らの訴えを部分的に認めた。すなわち、同裁判所は、①一方で、「Newszone」のコンテンツのうち、2022 年 4 月 14 日の体験版に関連する合計 437 個のニュース・コンテンツは、「認可されていない独自のテレメディア・コンテンツ」であるとともに「プレスに類似する」として、これらのコンテンツに対する X の差止請求を認めた。②他方で、同裁判所は、「Newszone」に関する広告表現の差止請求についてはこれを棄却した。

ところで、メディア州際協定 30 条 7 項 6 文（放送州際協定 11d 条 7 項 6 文）の法的性格につき、Y は、それが民事訴訟法施行法 15a 条と同様に「強制調停」を定めたものであり、それゆえ調停手続が実施されていなかった本件では X の裁判所への提訴は不適法となる、と主張していた。しかしながら、この問題につきシュトゥットガルト地方裁判所は、以下のように述べて、メディア州際協定 30 条 7 項 6 文は義務的調停手続を規定したものではないと判示した³⁶。

メディア州際協定 30 条 7 項 6 文は「州法の規定と結びついた民事訴訟法施行法 15a 条のように訴えの不適法を伴う法的な調停義務を明確に定めているわけではなく、また本件では〔調停の結果成立する和解としての〕調停合意 (Schlichtungsvereinbarung) が存在していない。〔確かに〕メディア州際協定 30 条 7 項 6 文の規定は、調停委員会の設置という点については、明示的に当為規定 (Sollvorschrift) として設定されている。〔しかしながら〕同規定からは、調停委員会の設置がなされた場合に（たとえ常にそれがなされたとしても）この委員会を介入されるという義務までは導き出されえない。それゆえ、〔同規定を〕強制調停であると認めることは、そこから調停手続なしに開始された訴えは不適法となるという帰結がもたらされることに考えみれば、行き過ぎとなるであろう。もし調停が強制であるというのであれば、調停委員会の設置および利用の義務はメディア州際協定に容易に明記されえたであろうし、またそうすべきであった」。

(3) 両当事者の控訴理由

シュトゥットガルト地方裁判所の判決に対して、X らおよび Y の双方が控訴した。その際、一方で Y はとりわけ、メディア州際協定 30 条 7 項 6 文、および当事者双方が締結した調停合意に基づき、裁判所へ提訴される前に調停手続が実施されなければならなかったとして、X らの控訴は棄却されるべきであると主張した。

他方で X らは、①メディア州際協定 30 条 7 項 6 文は「当為規定」であり、また調停委員会の設置は「任意である」(freiwillig) ことから、裁判所に提訴する前に調停を実施することは強制されえない。②同条項によれば調停委員会を設置すべきという法的勧告 (gesetzliche Empfehlung) は、メディア州際協定 30 条の「第 1 文から 5 文までの適用のため」の問題に関連するのであり、それが公共放送のテレメディア・コンテンツのプレスとの類似性が争われている民事訴訟にも、つまり訴えの適法性に対しても影響を及ぼすべきであるとはどこにも規定されていない。③たとえメディア州際協定 30 条 7 項 6 文の規定から強制調停が推測されたとしても、調停の結果 (Schlichtungs-Ergebnisse) はせいぜい公共放送局および上位のプレス協会を拘束しうるにすぎず、その結果に関わらず個々の出版社は裁判所に提訴可能である。④本件では「調停合意の物的適用範囲 (sachlicher Anwendungsbereich) が開かれていない」。すなわち、本件調停合意の第 2 条 (Ziff. 2 der Schlichtungsvereinbarung) によれば、「公共放送のテレメディア任務についての不

確定法概念の解釈をめぐる抽象的問題」のみが第一次的に調停委員会に付託されなければならないとされているが、本件でXが調停委員会に要請しているのは、このよう公共放送のテレメディア任務をめぐる抽象的な問題の解決ではなく、Yのアプリ「Newszone」に対する具体的な配信の禁止である。⑤さらに、本件では「調停合意の人的適用範囲 (persönlicher Anwendungsbereich) も開かれていない」。すなわち、BDZVの定款には、個々の新聞社を拘束するような調停合意を第三者と締結することを可能とする条項は含まれておらず、またそのような調停合意の締結を正当化するBDZVの代表者会議 (Delegiertenversammlung) の決議も存在しない。⑥BDZVは、自己の定款によれば、「州協会」 (Landesverbände) および「出版社グループ」 (Verlagsgruppe) を正会員として認めているが、Xら16の個々の出版社はこれらBDZVの州協会にも出版社グループにも所属していない。それゆえ、Xらには「訴訟障害」 (Prozesshindernis) が存在せず、BDZVの締結した調停合意に拘束されることなく裁判所に提訴可能である。また、⑦「Yは当事者能力 (Parteifähigkeit) を欠いているため、本件調停合意の人的適用領域には含まれない」などと主張した。

(4) シュトゥットガルト上級地方裁判所の判決

これに対して、シュトゥットガルト上級地方裁判所の第4民事部 (4. Zivilsenat) は、本判決において、一方でYの控訴には理由があるとしてこれを認めたが、他方でXらの控訴は適法であるが、「Newszone」の配信の差止を求めたXらの仮の請求1a号 (Verfügungsantrag Ziff. 1a) については、本件では調停手続が実施されていないために不適法であるとし、結論としてXの控訴には理由がないとした³⁷。その根拠は多岐にわたるが、以下ではこれを四つの論点に区分して検討することにする。

3.2 「プレスとの類似性」の問題と民事裁判所の管轄権

シュトゥットガルト上級地方裁判所は、調停手続の問題を論じる前に、第一次的に裁判所の管轄権の問題について触れている。具体的には、本民事部によれば、「プレスとの類似性」の問題については、行政裁判所ではなく民事裁判所に管轄権があり、その限りにおいてXには「民事裁判所への出訴の途が開かれている」、という³⁸。

ところで、本民事部は、一方で「Newszone」がメディア州際協定30条7項1文にいうプレスに類似するテレメディア・コンテンツであるか否かの問題については、不正競争防止法 (Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb (UWG)) の第3a条にいう「市場行動規制」 (Marktverhaltensregel) の問題であり、その限りにおいて不正競争防止法14条1項および2項1文³⁹に基づき「民事裁判所に管轄権が付与される」と判示する。

他方で、「Newszone」が「新しいまたは本質的な変更がなされた、それゆえメディア州際協定32条に基づき認可を必要とする」テレメディア・コンテンツであるか否かの問題については、本民事部は、「『Newszone』が (認可なしに) 運営されることが許されるか『否か』 („ob“) の問題であり、しがたってそれが『どのように』 („wie“), つまりどのような方法で運用されることが許されるのかの問題ではないため、市場参入規制 (Marktzutrittsregel) の問題となる」という⁴⁰。そして、本民事部は、①純粋な市場参入規制に対する違反は不正競争防止法3a条にも、「不正な取引行為は許されない」と規定する同3条1項にも含まれない。②認可の「構成要件的效果」 („Tatbestandswirkung“ der Genehmigung) ゆえ、このような「認可の必要性」 (Genehmigungsbedürftigkeit) の問題は原則として民事裁判所の審査が及ばない。③公共放送が認可されていないコンテンツを配信したことに対する権利保護を保障するのは原則として行政裁判所である、と判示する⁴¹。

ただし、本民事部によれば、本件でXは「Newszone」の配信の差止を求める仮の請求の根拠を、①「Newszone」が「新しいまたは本質的な変更がなされた、それゆえ認可を必要とする」テレメディア・コンテンツであるという主張だけでなく、②「Newszone」はメディア州際協定30条7項1文に基づくプレスとの類似性の禁止に違反している、という主張にも置いていることから、「適法な訴訟の〔管轄権を有する〕裁判所は、考慮されるあらゆる法的観点に基づき紛争につき決定を下す」と規定する裁判所構成法（Gerichtsverfassungsgesetz（GVG））の第17条に基づき、本件では「総じて民事裁判所への出訴の途は開かれている」と判示する⁴²。

3.3 調停委員会の設置に関する原則・例外関係

このように本件について民事裁判所の管轄権を認めただけで、本民事部は、本件では調停手続が実施されていないため、「Newszone」の配信の差止を求めたXらの仮の請求1a号は不適法であるとみなした。その根拠につき本民事部は、第一に、確かにメディア州際協定30条7項6文は「当為規定」であり、義務的な調停手続を規定しているわけではなく、当該規定は「通常のケースにおいて」調停委員会の設置を義務付けており、それゆえ、この設置義務が免除されるのは「例外的な場合」のみであるとする⁴³。

「〔シュトゥットガルト〕地方裁判所がメディア州際協定30条7項6文は義務的な調停手続（obligatorisches Schlichtungsverfahren）を規定していないと解する限りにおいて、同判決には同意しうる。しかしながら、メディア州際協定30条7項6文の当為規定（Sollvorschrift）は、公共放送事業者と上位のプレス協会に対して、通常ケースにおいて（für den Regelfall）、メディア州際協定30条7項の適用問題を明確にする調停委員会の設置を義務付けている。したがって、この調停委員会の設置は、例外的な場合にのみ（nur im Ausnahmefall）免除されうる」。

3.4 調停合意の拘束力

前述のように本件では当事者間でメディア州際協定30条7項6文にいう調停委員会が設置され調停合意が締結されたが、本民事部は、第二に、同条項にいう調停委員会の（任意の）設置および調停合意の締結後は「強制調停（Schlichtungszwang）が存在する」と判示する⁴⁴。その根拠につき、同裁判所は以下の4点を挙げる。

（1）連邦通常裁判所の判例

本民事部は、一つ目に、上述（本稿第二章2.2）で列举した連邦通常裁判所の判例が、私人間で締結された契約書内で規定された調停条項につきその有効性ないし拘束力を認めている点を挙げる⁴⁵。

すなわち、本民事部は、確かに「学説の中には、裁判手続の前に調停の実施を強制することは、調停委員会の任意の設置からは導き出されえないとする立場が散見される」という。しかしながら本民事部によれば、この立場は、調停合意ではなくとりわけメディエーション合意（Mediationsvereinbarung）⁴⁶に関して唱えられたものであり、さらに「契約書内で規定された調停委員会が当事者間の合意による解決を試みるまでは国家の裁判所への申立ては排除されとする、本民事部が共有する連邦通常裁判所の判例（vgl. BGH, Urteil vom 14. März 2023 – II ZR 152/21; Urteil vom 16. August 2018 – III ZR 267/16; Urteil vom 18. November 1998 – VIII ZR 344/97; Urteil vom 23. November 1983 – VIII ZR 197/82; Urteil vom 4. Juli 1977 – II ZR 55/76）と矛盾する」と判示する。

（2）「一時的な訴権の放棄」としての調停合意

本民事部は、二つ目に、判例・学説の立場を踏襲し、調停合意には「一時的な訴権の放

棄」の合意とみなされる「訴訟上の取決め」として、調停手続の終了前に訴えを提起しない、または既に開始された訴訟を続行しないという潜在的原告に対する義務が含まれている、という点を挙げる⁴⁷。

「調停合意には、訴訟上の取決め (prozessuale Abrede) として、調停手続の終了前に訴えを提起しない、またはすでに開始された訴訟を続行しないという、潜在的原告に対する義務が含まれている (vgl. Wagner, NJW 2001, 182 (187 f.))。この訴訟上の取決めは、学説・判例の支配的見解において、一時的な訴権の放棄とみなされている。国家の裁判所に対して直接的に提訴がなされた場合、訴訟障害 (Prozesshindernis) が生じ、訴えは目下不適法であるとして却下されなければならない (OLG Rostock, Urteil vom 18. 09. 2006 – 3 U 37/06; Greger in Zöller, ZPO, 34. Aufl., vor § 253 Rn 19a m. w. N.; Wagner, Prozessverträge, Privatautonomie im Verfahrensrecht, 1998, S. 407 f.; Unberath, NJW 2011, 1320)」。

(3) 調停合意の不遵守と被告の抗弁

三つ目に本民事部は、連邦通常裁判所の判例を踏襲し、「調停合意によって、原則として調停手続の実施前に提起された訴えが不適法となる、という帰結をもたらす」と述べる⁴⁸。さらに、本民事部は、連邦通常裁判所の 2016 年 12 月 15 日判決⁴⁹ および前述 (本稿第 2 章 2.2 (4)) の 2018 年 8 月 16 日判決⁵⁰ に従い、「調停合意の不遵守は、被告の抗弁に基づいてのみ考慮されうる」とし、裁判所は被告が主張する調停手続の優位の抗弁に基づいてのみ調停合意の不遵守を顧慮することができると判示した。そして、本民事部によれば、本件では Y はこの抗弁を提出したとした。

(4) 本件調停合意の第 2 条の文言

四つ目に本民事部は、本件調停合意の第 2 条 (Ziff. 2 der Schlichtungsvereinbarung) の文言を挙げる⁵¹。すなわち、同条項は「ARD と BDZV は、公共放送のテレメディア任務に関する不確定法概念の解釈に関する紛争を (…) 第一次的に調停委員会に付託することに応諾する」と規定していたが、この文言からは「調停手続が必ず裁判所での紛争に先立って行われなければならない、ということが明確となる」という。また、本民事部は、同じことは本条項以降の文言、すなわち「これにより裁判所での法的紛争は将来的に回避される」とする文言によって「さらに明確となる」という。

3.5 調停合意の物的適用範囲

本民事部は、X の訴えを不適法とした根拠として、第三に、本訴訟で争われている法的諸問題が調停合意の「物的適用範囲 (sachlicher Anwendungsbereich) に含まれる⁵²」という点を挙げる。

具体的には、本件の当事者間で、①公共放送の「テレメディア任務」についての抽象的かつ不確定な法概念の解釈、すなわち②「プレスとの類似性」の概念、および③「(新しい、または本質的な変更がなされた) テレメディア・コンテンツ」の概念について争われているが、本民事部は、これらの問題が「調停合意の対象となることは明らかであり、それゆえ第一次的に調停委員会に付託されなければならない」と判示している⁵³。

この点につき、確かに本件調停合意の第 2 条は、公共放送のテレメディア任務についての不確定法概念の解釈をめぐる紛争、およびその結果生じるテレメディア・コンテンツの直接的な制作をめぐる紛争は、第一次的に調停委員会に付託されなければならないと規定し、調停委員会に付託される問題はテレメディア任務についての抽象的かつ不確定な法概念の解釈に限定されているようにみえる。しかしながら、本民事部は、X らの立場とは異なり、「本件調停合意の第 2 条の文言からは、調停委員会がテレメディア任務に関する不確定法概念の抽象的な解釈に対してのみ責任を負う、という結論は導き出されない」とす

る⁵⁴。

また、本件調停合意の第4条 (Ziff. 4 der Schlichtungsvereinbarung) に基づけば、調停委員会は単に勧告 (Empfehlung) のみを行うものとする。しかしながら、本民事部は、「あらゆる調停の目的は、当事者間に合意による解決をもたらすことにある。〔確かに〕調停〔による和解の成立〕によって、せいぜい債務名義が不要になるだけである。〔しかしながら〕調停が不調に終わった場合には、当事者は、調停手続の実施後に、強制力のある(差止)権限の取得を目的とした出訴の途が可能となる」と述べ、調停手続の目的に照らせば、本件調停合意の第4条も「Xらの立場とは異なり、本件調停合意の物的適用範囲が開かれている、ということを変えるものではない」と判示する⁵⁵。

3.6 調停合意の人的適用範囲

最後に、本民事部は、「本件調停合意の人的適用範囲も開かれている」と判示する⁵⁶。すなわち、本民事部によれば、本件調停合意はBDZVおよびARDによって締結されたが、同合意にはXら(16の出版社)およびYも拘束される、とする。

(1) BDZVの定款

ところで、現行(2024年2月12日作成)のBDZVの定款(Satzung des BDZV)⁵⁷は、そのメンバーシップにつき、第3条1項1文において「一方で、その目的および活動がBDZVの領域の一部において新聞社の共通の観念上および経済的な利益を保護ないし代表することに指向されている地方協会(Landesverband)はBDZVの正会員(ordentliche Mitglieder)になることができ、他方で、本定款の第7条にいう出版グループ(Verlagsgruppe)は、BDZVの直接的な会員となることができる」と規定し、また同8条1項において「デジタル企業(digitale Unternehmen)はBDZVの特別会員(Sondermitglieder)となることができる」と規定し、地方協会および出版グループがBDZVの正会員ないし直接的な会員に、デジタル企業は特別会員になることができるとしている。

また、同定款は、BDZVの任務につき、第2条1項4号および9号において、とりわけ①「職業に相応する競争の保持」、②「不正な広告、または競合他社排除型の競争(Verdrängungswettbewerb)のためのあらゆる手段に対する防止」、および③「仲裁廷(Schiedsgericht)の構成の協力」はBDZVの任務に属すると規定する。

(2) X1からX12まで、X14からX15までに対する調停合意の拘束力

以上にいうBDZVの定款の各条項に基づき、本民事部は、X1からX12まで、ならびにX14およびX15は「BDZVにおける(階層的)メンバーシップ((gestufte) Mitgliedschaft)を介して」調停合意に拘束される、と判示する⁵⁸。すなわち、本民事部によれば、X1からX12まで、およびX14からX15までは、それぞれBDZVの正会員である地方協会の会員であり、それゆえ地方協会と介してBDZVの間接的な会員になるという。

それに加えて、本民事部は、公共放送のテレメディア・コンテンツが認可を要するか否かの問題、および当該コンテンツがプレスに類似するか否かの問題の解明は、上述したBDZVの会員の「職業に相応する競争の保持」の任務に含まれ、また調停合意の締結は上述したBDZVの「仲裁廷の構成の協力」の任務に含まれるとする⁵⁹。

以上から、本民事部は、X1からX12まで、およびX14からX15までは「Xらの主張とは異なり、各々の地方協会を階層的ないし間接的に介して、BDZVの会員である」と言うことができ、このことによりXらは「本件調停合意に拘束される」とする⁶⁰。

(3) X13 および X16 に対する調停合意の拘束力

また、本民事部は、X13 および X16 に対しても、「会社法上の結合」(gesellschaftliche Verflechtung)、ならびにそこから導き出される「誠実義務および配慮義務」(Treue- und Rücksichtnahmepflichten)を介して調停合意の人的適用領域が開かれており、それゆえ X らは調停合意に拘束される、と判示する⁶¹。

すなわち、本民事部によれば、X13 および X16 は「確かに BDZV の定款の第 3 条、7 条、8 条にいう BDZV の会員ではない。しかしながら、X らは、その会社法上の結合ゆえに調停合意に人的に拘束される。X らは、会社法に基づく誠実義務と配慮義務の範囲内で、調停の結果を尊重する必要がある。そうでなければ、X らは自己の関連企業と対立することになるからである」、という⁶²。

(4) Y に対する調停合意の拘束力

ところで、「Tagesschau-App」事件に関する 2015 年 4 月 30 日の連邦通常裁判所判決⁶³は、ARD は権能力も、民事訴訟法 50 条 1 項⁶⁴にいう当事者能力も有さないと判示している。それにもかかわらず本民事部は、この ARD が締結した調停合意は Y を拘束する、とする。その理由につき本民事部は、連邦通常裁判所の当該判決を踏襲して、以下のよう⁶⁵。

「連邦通常裁判所は、前記の判決のなかで、いずれにしても ARD が公共放送に課せられた公法上の任務を果たしている限りにおいて、権能力を有するそれゆえ民事訴訟法 50 条 1 項に基づき当事者能力を有する民法上の（外的）組合ではなく、むしろ権能力を有さない公法上の共同体である、と判示する (vgl. BGH a. a. O. Rn. 18 und 21)。しかしながら、Y を含む個々の放送事業者に対する調停合意の拘束力を認めるために、ARD が権能力および当事者能力を有する民法上の組合である必要はない。なぜなら、調停合意に拘束されるべきは、独立した法人としての ARD ではなく、むしろ個々の地方放送事業者だからである。つまり ARD の会長 (Vorsitzende) は、これらの地方放送事業者のために調停合意の締結の際に代理し、最高代表者として ARD の 9 つのすべての地方放送事業者を代表しているのである (ARD 定款 3 条 1 項)。その限りにおいて、[ARD の] 法的状況は、権能力なき社団と同等である。社団自体に権能力がないため、原則としてそのすべての会員が連帯して責任を負うことになる」。

3.7 本判決に対する学説の評価

以上のようにシュトゥットガルト上級地方裁判所は、本件調停合意の締結に強制調停の性格を認め、それゆえ調停手続の実施前になされた X の訴えの提起は不適法となるとした。同判決に対する学説の評価はいまだ定まてはいないが、学説のなかには本判決の解釈を厳しく批判するものも見られる⁶⁶。その根拠を挙げれば以下のようなになる。

(1) 「プレスとの類似性」の解釈の担い手

すなわちこの立場によれば、第一に、調停委員会の判断は拘束力を有さず、また「プレスとの類似性」の解釈は最終的には裁判所が行うため、本民事部の立場は認められないとする。

ところで、2019 年 5 月 1 日発効の第 22 次放送州際協定以前は、放送州際協定の第 2 条 2 項 20 号が「プレスに類似のコンテンツとは、プリントメディアの電子版だけではなく、デザインおよび内容という点で新聞または雑誌に相応する、ジャーナリストックかつエディトリアルに制作されたあらゆるコンテンツをいう」と定義していたのに対して⁶⁷、現行のメディア州際協定はこの「プレスとの類似性」の定義を削除している。この法改正は、確かに「プレスとの類似性」の解釈による裁判所の負担を軽減し、その定義を調停委員会に委ねたものである、と理解することもできる。しかしながら、前述（本稿第 1 章）

のように調停委員会の判断には拘束力がなく、また学説にも、公共放送事業者とプレス機関は、例えば調停委員会の判断に「拘束力のない、単なる（仲介的な）勧告効果のみを付与する」ということに合意することは可能であるが、たとえ当該判断に「拘束力があったとしても、裁判所への出訴の途は影響を受けない」と主張するものが見られる⁶⁸。その結果、紛争は最終的には裁判所で解決されることになるため、「裁判所を、プレスとの類似性の定義から解放することはできない」という。

(2) 立法理由書の文言

本学説は、第二に、立法理由書の文言の不明確性をあげる。ところで、上述のように、第22次改正放送州際協定の立法理由書は、放送州際協定11d条7項（メディア州際協定30条7項）の諸規定をめぐる解釈につき当事者間で意見の相違が生じた場合に、当該規定の解釈問題を解決し、また「もし可能であれば」（„nach Möglichkeit“）訴訟を回避するために、当事者に対して「自主的に（autonom）設計された」調停委員会の設置を義務付けたものである、としていた。

本学説によれば、ここでいう「もし可能であれば」という文言は、「一方で、（強制）調停が訴訟を回避する裁判外の解決につながる可能性がある」と解釈できるが、他方で、調停は初めから強制力を持ってなされる必要はなく、それゆえ『もし可能であれば』という場合にのみ訴訟を回避させる〔という意図〕と解釈することもできる」という。

(3) 調停委員会の設置の原則・例外関係

本学説は、第三に、シュトゥットガルト上級地方裁判所が本判決において述べた「メディア州際協定30条7項6文の当為規定は、公共放送事業者と上位のプレス協会に対して、通常にケースにおいて、メディア州際協定30条7項の適用問題を明確にする調停委員会の設置を義務付けている。したがって、この調停委員会の設置は、例外的な場合にのみ免除されうる」（本章3.3を参照）という主張の根拠は「メディア州際協定の規定の文言からも、立法理由書からも導き出されない」ため、この原則・例外関係は「強制調停を根拠付ける根拠としては役に立たない」という。

(4) 調停委員会の「自主的な」設置

本学説は、第四に、メディア州際協定にいう調停委員会は当事者によって「自主的に」設計される点で、他の法律で規定する調停手続とは異なるとする。

ところで、メディア州際協定30条7項6文の法的性格につき、Yは、それが民事訴訟法施行法15a条と同様に「強制調停」を定めたものであり、それゆえ調停手続が実施されなかった本件ではXの裁判所への申立ては不適法となる、と主張していた。これに対して、原審であるシュトゥットガルト地方裁判所は、同条項は「民事訴訟法施行法15a条のように訴えの不適法を伴う法的な調停義務を明確に定めているわけではな（い）」と判示した（本章3.1（2）を参照）。

この点につき、本学説によれば、「民事訴訟法施行法15a条、ないし調停手続を訴えの適法性の要件として規定する他の規範との比較からも、〔本件調停合意が〕即座に訴訟要件となりえないことは明らかである」という。その理由につき、本学説は、「これらの規律体系においては、それぞれ立法者が自ら、調停手続前になされた裁判所への訴えは不適法であることを規律しているからである。〔すなわち〕これらの調停委員会については、その設計および手続は法律で定められるか、または国家の承認が必要である。それに対して、メディア州際協定にいう調停委員会は、当事者によって『自主的に』設計される」と述べ、メディア州際協定30条7項6文が民事訴訟法施行法15a条と異なりあくまで「当

為規定」の性格を有している点を挙げる。

(5) 私人間の調停合意との比較

本学説は、私人間で締結された調停合意との比較も、本件調停合意が強制調停であるとする根拠とはならないとする。なぜなら、前述（本稿第2章2.2）のように本民事部は連邦通常裁判所の判例を踏襲しているが、これらの判例はすべて私人間で締結された調停合意をめぐる事例であるからである、という。すなわち、このような私人間の調停合意も「確かに訴訟障害として認められるが、それは完全に任意である。つまり、（例えばメディア州際協定30条7項6文のような）『立法者の提案』（gesetzgeberische Anregung）は存在しない。そしてまさにこの任意が回避されるのは、シュトゥットガルト上級地方裁判所が言うように、BDZVのメンバーシップまたは会社法上の結合を介してXらが調停合意に拘束される場合である。本件でXらは、それぞれ任意にかつ個別の契約によって調停合意を締結したわけではない。〔それゆえ〕Xらは、調停合意に自ら拘束されえていない限りにおいて、法律上、調停委員会を設置する法的義務を負っておらず、さらには、自ら調停手続を実施する義務もおおさら負う必要がない」という。

(6) 立法の必要性

最後に、本学説は「確かに、例えば裁判所の負担軽減のために、法政策的な観点からは調停の拘束力の必要性は歓迎されるべきである」として、調停合意の拘束力の必要性を認めている。しかしながら、本学説は、この調停の拘束力は「体系的な観点からは、立法者による明確な決定が必要である」とし、さらに、本件の「仮処分手続における裁判は確定したため、いずれにしても本件訴訟においてこの問題が最終的に解明することはない」としている。

4. むすびにかえて

以上のように、シュトゥットガルト上級地方裁判所は、2023年6月28日の判決において、本件では当事者間で訴えの提起の前に必要とされる調停手続が実施されておらず、それゆえXらの訴えを不適法として、原審のシュトゥットガルト地方裁判所の判決を取り消した。なお、本判決は確定したため⁶⁹、これによりSWRは再び「Newszone」を配信することが認められた。

本判決が下された後、BDZVおよびSWRは2023年9月に調停手続を開始した。しかしながら、同月中にこの調停は頓挫している⁷⁰。この調停手続も含め、2019年の本調停制度の新設以降、いまだ和解が成立した事例は存在しない。調停の不成立を受けてXらは、2023年11月に本案訴訟を提起した。しかしながら、シュトゥットガルト地方裁判所は、2024年11月14日の判決⁷¹において、結論としてXらの請求を棄却している。

Yも、シュトゥットガルト上級地方裁判所の本判決にもかかわらず、その後しばらくは、調停手続およびXらに配慮して「Newszone」の配信を停止していたが、2024年3月26日に「Newszone」の配信を、アプリおよび「DASDING.de」のウェブサイト上で再開した⁷²。これに対して、BDZVは、2024年5月に欧州委員会に国家補助に対する異議（Beihilfebeschwerde）を申し立て、本件問題に欧州委員会を介入させている⁷³。こうした動きを受け、現在ドイツの各州も、メディア州際協定の枠内でプレスと類似性の禁止の厳格化を検討しているとされている⁷⁴。

ところで、日本でも2024年5月24日に、これまで「任意業務」として実施されてきたNHKのインターネット活用業務を「必須業務」に格上げすることを盛り込んだ「放送法

の一部を改正する法律」が成立した⁷⁵。従来の放送法の下では、このような NHK のインターネット業務は「任意業務」として位置付けられており、あくまで「放送の補完」として抑制的に運用されることが原則とされてきた。しかしながら、2024 年の放送法改正により、インターネットを通じた①放送番組の「同時配信」、②「見逃し配信」、および③放送番組の「番組関連情報」の配信が、新たに NHK の「必須業務」の対象とされることとなったのである。

確かに、この改正法では、とりわけ民間放送局や新聞社との公正な競争に配慮した措置が一定程度講じられている。すなわち、同改正法に従えば、「番組関連情報」の配信業務を行う際には、NHK は業務規程を策定・公表し、総務大臣に届け出なければならないとされ、またこの業務規程の内容は、①「公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであること」、②「公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されること」、③民間放送局や新聞社などが実施する配信事業との「公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること」、という三点に「適合するものでなければならない」とされた（第 20 条の 4 第 2 項）。さらに、上記③にいう公正な競争の確保に支障が生じていないか否かを判断する際には、総務大臣は「学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない」とされ（第 20 条の 4 第 5 項）、また、業務規程が上記①から③までの事項のいずれかに適合しない場合には、総務大臣は NHK に対して業務規程の変更を勧告できるとされた（第 20 条の 4 第 6 項及び第 7 項）。

しかしながら、NHK の活動分野の拡大および強化は、こうした民間企業に対して民業圧迫になるとの指摘もなされており、オンライン領域の NHK の任務および規制のあり方につき、より詳細な検討を行う必要が生じている。それに加えて、実際に NHK のオンライン・コンテンツが新聞・雑誌に類似するか否かにつき当事者間で意見の相違があり、それゆえ「公正な競争の確保に支障が生じる」か否かの問題となった場合、例えば NHK のインターネット・コンテンツにつき NHK および総務大臣が公正な競争に支障がないと判断したが、民間の新聞社が「支障が生じる」と解して当該コンテンツの配信停止を求めた場合に、どのような紛争解決方法が講じられるべきかも検討する必要がある。その際に、本件で検討したドイツにおける裁判外紛争解決手続としての調停制度は大いに参考になると思われるが、こうした比較研究は今後の検討課題としたい。

● 付記

本稿は JSPS 科研費 22K01286（令和 4 年度～令和 7 年度）の研究成果の一部である。

● 注

1. この点につき、詳しくは、杉原周治「第 22 次改正放送州際協定と公共放送のテレメディア任務」情報通信政策研究 3 巻 2 号 87 頁以下（2020）、を参照。
2. Amtliche Begründung zum 22. RÄndStV, S. 11.
3. Medienkorrespondenz 23/2018, S. 12.
4. Medienkorrespondenz 13/2018, S. 23, 23/2018, S. 12.
5. 「Tagesschau-App」事件につき、詳しくは、杉原周治「公共放送のオンライン・コンテンツと『プレスとの類似性』の判断」メディア・コミュニケーション 69 号 39 頁以下（2019）、同・「『Tagesschau-App』事件と 2013 年 12 月 20 日ケルン上級地方裁判所判決」メディア・コミュニケーション 74 号 81 頁以下（2024）、を参照。
6. 同協会は、かつては「ドイツ雑誌出版社協会」（Verband Deutscher Zeitschriftenverleger (VDZ)）という名称であったが、2022 年 3 月 10 日から現在の「自由報道メディア協会」に名称変更されている。
7. Vgl. epd aktuelles v. 12. 12. 2024.
8. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, AfP 2023, 341.
9. 1999 年の民事訴訟法施行法 15a 条による義務的調停制度導入以前のドイツにおける ADR の歴史および法制

- 度につき、さしあたり、三上威彦「ドイツの裁判外紛争解決制度（ADR）について」石川明／三上威彦編著『比較裁判外紛争解決制度』35頁以下（慶應義塾大学出版会・1997）、ハンス・ブリュッティング「ドイツの側から見た裁判外の紛争解決（ADR）」前掲・石川明／三上威彦編著『比較裁判外紛争解決制度』19頁以下、等を参照。
10. その他、ADRの利用促進の契機となった法制度として、例えば、①1990年の民事訴訟法改正による弁護士和解制度の新設や、②2012年のメディエーション等促進法およびメディエーション法によるメディエーションの制度化、などがある。前者の弁護士和解制度につき、出口雅久「ドイツにおける弁護士和解」立命館法学234号1頁以下（1994）、を参照。後者のメディエーションにつき、国分貴之「ドイツにおけるメディエーション法の成立とメディエーションの手続の実情」NBL1012号38頁以下（2013）、渡部美由紀「ドイツにおけるADR——メディエーション法の成立」法律時報85巻4号44頁（2013）、秦公正「ドイツにおけるメディエーションの発展に対するメディエーション法の影響及びメディエータの養成・継続教育の状況についての連邦政府報告」比較法雑誌53巻1号131頁以下（2019）、等を参照。
 11. 民事訴訟法施行法15a条につき、詳しくは、岡崎克彦「ドイツにおける裁判外紛争解決及び法律相談制度の実情（1）（2）（3・完）」判例時報1724号19頁以下、1726号11頁以下、1727号23頁以下（2000）、吉田元子「裁判所等による和解条項の裁定」65頁以下（成文堂・2003）、秦公正「民間団体ADRにおける紛争解決の試みと調停前置主義の適用に関する研究」平成法政研究9巻1号169頁以下（2004）、同・「裁判外の紛争解決を促進する方法について」比較法雑誌66号247頁以下（2004）、渡部美由紀「ドイツのADR」仲裁ADR法学会／明治大学法科大学院編『ADRの実際と展望』（商事法務・2014）131頁以下、垣内秀介「ADRをめぐるドイツの状況」仲裁とADR11巻1号1頁以下（2016）、等を参照。
 12. 秦公正・前掲注（11）平成法政研究9巻1号172頁、を参照。
 13. 垣内秀介・前掲注（11）仲裁とADR11巻1号5頁、を参照。
 14. BGH, Urt. v. 4. 7. 1977 – II ZR 55/76, NJW 1977, 2263.
 15. BGH, Urt. v. 4. 7. 1977 – II ZR 55/76, NJW 1977, 2263 (2264).
 16. BGH, Urt. v. 4. 7. 1977 – II ZR 55/76, NJW 1977, 2263 (2264).
 17. BGH, Urt. v. 23. 11. 1983 – VIII ZR 197/82, NJW 1984, 669.
 18. BGH, Urt. v. 23. 11. 1983 – VIII ZR 197/82, NJW 1984, 669 (669 f.).
 19. BGH, Urt. v. 18. 11. 1998 – VIII ZR 344/97, NJW 1999, 647.
 20. BGH, Urt. v. 18. 11. 1998 – VIII ZR 344/97, NJW 1999, 647 (648).
 21. BGH, Urt. v. 18. 11. 1998 – VIII ZR 344/97, NJW 1999, 647 (648).
 22. BGH, Urt. v. 18. 11. 1998 – VIII ZR 344/97, NJW 1999, 647 (648).
 23. 「Arglist」の概念および翻訳につき、さしあたり、三宅新「ドイツ保険契約法28条が定める arglistig という要件」生命保険論集225号173頁以下（2023）、を参照。
 24. BGH, Urt. v. 16. 08. 2018 – III ZR 267/16.
 25. LG Magdeburg, Urt. v. 19. 11. 2015 – 9 O 451/14, Rn. 17 ff.
 26. BGH, Urt. v. 16. 08. 2018 – III ZR 267/16, Rn. 10 ff.
 27. BGH, Urt. v. 15. 12. 2016 – VII ZR 221/15, ZIP 2017, 775 (777).
 28. 「一時的な訴権の放棄（dilatorische Klageverzicht）」の翻訳は、秦公正・前掲注（10）比較法雑誌53巻1号145頁に倣った。
 29. BGH, Urt. v. 14. 03. 2023 – II ZR 152/21, ZIP 2023, 905. 本判決の判例評釈として、vgl. J. Fischer, Zur Auslegung einer Schlichtungsklausel in einem Partnerschaftsvertrag, EWIR 2023, 714.
 30. LG Hamburg, Urt. v. 12. 09. 2019 – 314 O 107/17.
 31. BGH, Urt. v. 14. 03. 2023 – II ZR 152/21, ZIP 2023, 905 (907).
 32. BGH, Urt. v. 14. 03. 2023 – II ZR 152/21, ZIP 2023, 905 (907).
 33. 税理士職業規則（Satzung über die Rechte und Pflichten bei der Ausübung der Berufe der Steuerberater und der Steuerbevollmächtigten (BOSTB)）の第7条3項は、「税理士間で職業上の紛争が生じた場合には、関係者は、和解的な合意を試み、かつ原則として裁判所に提訴する前に税理士会による仲介（Vermittlung）を申請する義務を負う」と規定している。
 34. BGH, Urt. v. 14. 03. 2023 – II ZR 152/21, ZIP 2023, 905 (907 f.). 本判決のこの結論ゆえに、実務では、当事者がこのような一定期間の経過後に裁判所への申立てが排除される旨に合意した場合には、当該契約書には、期間の開始時および法的結果を明確に示した条項を規定する必要がある、と指摘されている。この点につき、vgl. Fischer, a. a. O. (Anm. 29), EWIR 2023, 714 (715).
 35. 原告のなかには、例えば「Stuttgarter Zeitung」, 「Badische Zeitung」, 「Rheinpfalz」等の新聞の出版社が含まれていた。Vgl. epd medien aktuell 170a/2022, S. 4; epd medien 36/2022, S. 15, 1-2/2023, S. 17.
 36. LG Stuttgart, Urteil v. 21. 10. 2022 – 53 O 177/22, AfP 2022, 544 (545).
 37. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 42, 54 und 89.
 38. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 47 ff.
 39. 不正競争防止法（UWG）14条1項は「地方裁判所は、この法律に基づき請求権が主張される民事訴訟において排他的な管轄権を有する」と規定し、同条2項1文は「被告が自己の一般管轄権を有する地区の裁判所は、この法律に基づき請求権が主張されるすべての民事訴訟において排他的な管轄権を有する」と規定する。現行のUWGの翻訳につき、中田邦博／カライスコス・アントニオス／古谷貴之「2021年ドイツ不正競争防止法改正の意義と条文訳」龍谷大学社会科学研究年報52号231頁以下（2022）、を参照した。
 40. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 50.
 41. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 51 f.

42. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 53.
43. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 57.
44. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 58.
45. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 58.
46. ただし、「学説の多数はメディエーションを実施する合意に法的拘束力を認めてきた」という。この点につき、秦公正・前掲注 (10) 比較法雑誌 53 巻 1 号 144 頁以下、を参照。
47. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 59.
48. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 60.
49. BGH, Urt. v. 15. 12. 2016 – VII ZR 221/15, ZIP 2017, 775 (777).
50. BGH, Urteil v. 16. 08. 2018 – III ZR 267/16, Rn. 10.
51. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 61.
52. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 64.
53. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 67.
54. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 65.
55. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 66.
56. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 69.
57. BDZV の定款は同協会の HP (<https://www.bdzv.de/der-bdzv/satzung>) で入手できる。
58. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 71.
59. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 74.
60. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 75 f.
61. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 83.
62. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 79.
63. BGH, Urteil v. 30. 04. 2015 – I ZR 13/14, GRUR 2015, 1228. 本判決の判例評釈として、vgl. B. P. Paal, Öffentlich-rechtliche presseähnliche Angebote in Telemedien – Tagesschau-App, AfP 2015, 500; H. Gersdorf, BGH: Tagesschau-App, GRUR-Prax, 2015, 513; J. Kahl, Kommentar zu BGH, K&R 2015, 803; W. Klein, Anmerkung zu BGH, MMR 2015, 847; S. Assion, Kommentar zu BGH, WRP 2015, 1475; K.-E. Hain/T. Brings, Die Tagesschau-App – Showdown in Karlsruhe (?), AfP 2016, 11; N. Wimmer/K. Nawrath, Der schöne 15. Juni 2011, ZUM 2016, 126.
64. 民事訴訟法 50 条 1 項は、「権利能力を有する者は、当事者能力を有する」と規定する。
65. OLG Stuttgart, Urt. v. 28. 06. 2023, 4 U 31/23, Rn. 86.
66. J. H. Schmitt-Mücke, Anmerkung zum Urteil des OLG Stuttgart vom 28. 06. 2023 – 4 U 31/23, AfP 2024, 346; ders., Rechtsbruch durch Verstoß gegen medienrechtliche Vorschriften, 2023, S. 238.
67. この点につき、杉原周治「ドイツにおける公共放送のオンライン・コンテンツと法規制 (1)」愛知県立大学外国語学部紀要 (地域研究・国際学編) 51 号 146 頁 (2019), を参照。
68. Vgl. H. Gersdorf, in: H. Gersdorf/B. P. Paal (Hrsg.), Informations- und Medienrecht, 2. Aufl. 2021, MStV § 30, Rn. 56; Schmitt-Mücke, a. a. O. (Anm. 66), S. 238.
69. Vgl. epd aktuelles v. 28. 03. 2024.
70. epd aktuelles v. 14. 11. 2024.
71. LG Stuttgart, Urt. v. 14. 11. 2024 – 53 O 213/23.
72. epd aktuelles v. 28. 03. 2024.
73. epd aktuelles v. 08. 05. 2024.
74. Vgl. epd aktuelles v. 22. 10. 2024.
75. 同改正法につき、詳しくは、林秀弥「情報空間の秩序形成に向けた公共放送規律」法律時報 96 巻 5 号 39 頁 (2024), 岩坪昌一／隅田昂平「放送法の一部を改正する法律」情報通信政策研究 8 巻 1 号 21 頁 (2024), を参照。

杉原周治 (愛知県立大学外国語学部准教授)